

令和5年3月27日

一般社団法人東京古物商防犯連盟

代表理事 飯岡 雄一 殿

警視庁生活安全総務課長

警視正 総崎 由希

特殊詐欺被害防止月間への御協力依頼について

萌芽の候、皆様にはますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

貴法人には、平素から警察業務の各般にわたり、深い御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、関係機関・団体等の皆様には、特殊詐欺被害を防止するため、広報啓発活動等に御協力いただくとともに、業務中における被害者への積極的な声かけにより、昨年中、2,000件を超える被害を未然に防止していただいております。

しかしながら、昨年の都内における特殊詐欺は、認知件数3,218件、被害金額約67億8,000万円と前年に比べ件数では減少したものの、被害額では増加しており、依然として多くの方が特殊詐欺の被害に遭われている状況です。

そこで、警視庁では、本年4月の1か月間を特殊詐欺被害防止月間として、被害防止と検挙の両面から各種対策を推進することとしました。

被害防止対策においては、特に、還付金詐欺の手口（被害者をATMに誘導して携帯電話越しに振込操作をさせる）に着目し、「ATMコーナーでは携帯電話の通話をしない、させない」ことを社会のルールとして広める『ストップ！ATMでの携帯電話』運動を金融機関やコンビニエンスストア等と連携して推進してまいります。是非、貴法人の職員及び御家族・御親戚の方々にもお伝えいただき、この運動が社会に浸透するよう御協力いただきますようお願い申し上げます。

また、警視庁防犯アプリ「Digi Police」（デジポリス）やメールけいしちょうを活用いただき、特殊詐欺被害防止に必要な情報を入手して、自宅の電話を常に留守番電話設定にさせていただくなどの「犯人からの電話に出ない」対策等を講じていただければ幸いに存じます。

さらに、近年、SNS上のいわゆる「闇バイト」の募集に安易に応じた者が特殊詐欺や強盗等に実行犯として加担している憂慮すべき実態もあります。警視庁では、犯行に加担させないための広報啓発活動を推進してまいります。貴法人にありましても、別添のチラシを活用するなどして、広報啓発活動に御協力いただきますようお願いいたします。

特殊詐欺をはじめとする犯罪被害を1件でも多く減らすためには、官民が一体となった取組が不可欠であり、警視庁も組織の総力を挙げて検挙・防犯対策を推進してまいりますので、引き続き御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。